

【生活環境部】

(災害対策について)

- 1 大分県被災者住宅再建支援制度について、半壊と床上浸水では、基礎支援金、加算支援金の金額（半壊最大 130 万円、床上最大 5 万円）に大きな差がある。段階を増やすこと。また一部損壊や床下浸水にも適用を拡大すること。

(回答)

自然災害により、国の被災者生活再建支援制度の適用となる市町村にあっては、居住する住宅が全壊、大規模半壊の著しい被害を受けた世帯に対して、国の支援金が支給される。

本県は、国の支援制度が対象としない半壊、床上浸水の被害を受けた世帯に対しても、災害の規模に関わらず、県独自の制度を設けて支援している。

本制度は、同様に県独自の制度を有する都道府県と比べた場合、より支援の必要性の高い半壊世帯への支援において充実した内容となっている。

支援内容の拡充については、被災者負担の範囲、あるいは支援金を負担することに対する県民の理解のほか、国や他県の状況も参考にしながら慎重に判断していきたい。

- 2 被災者生活支援制度の基礎支援金、加算支援金の額を拡大し、全壊を最大 500 万円にするように国に求めること。

(回答)

被災者生活再建支援金は、被災した居住者の生活再建を支援するためのものであり、全壊で最大300万円、大規模半壊で最大250万円が支給されることとなっている。

昨年熊本地震を踏まえ、九州地方知事会等を通じて支援金の拡充など制度の見直しを国に要望している。

- 3 国は平成34年までに防災行政無線のデジタル化を義務付けているが、国に補助条件を拡充するように要望すること。また、県としても更に充実・整備を急ぐこと。

(回答)

世界無線通信会議（WR）での決定を受け、周波数の有効利用を図るため、平成17年12月に国の無線設備規則が改正され、平成34年12月以降、県や市町村の防災行政無線等の無線機器のうち、改正前の規格に基づくものについては、新たな規格への対応（機器の取替又は改修）が必要となった。

国においては、この機会を捉えて防災行政無線のデジタル化を推奨しており、そのための財源としては、有利な地方債である「緊急防災・減災事業債（充

当率100%、交付税措置率70%)」を活用することができる。

一方、県庁と県出先機関や市町村、消防本部等を相互に結ぶ県防災行政無線については、平成26年度までにデジタル化を完了している。

- 4 避難指示や避難勧告などの発令を正確かつ迅速に行う体制を十分にとること。

(回答)

災害時に住民の安全を確保するためには、市町村が気象情報等を十分に理解し、避難勧告等を迅速・的確に発令することが重要である。

県では、集中豪雨等による土砂災害や洪水の恐れがある場合は、大分地方気象台と緊密に連携しながら、市町村に対し、避難勧告等の判断材料となるきめ細かな防災気象情報等の提供及び解説・助言を行うとともに、気象状況によっては、さらに一步踏み込んで、適切な発令を働きかけるなど、市町村の避難勧告等の発令を支援している。

さらに、本年6月からは、発令地域を細かく特定できるよう、対象地域の自治会名の表示等ができる県独自の避難勧告等支援システムを活用し、市町村に対する支援を更に強化している。

- 5 内閣府がまとめた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を各自治体に徹底し、安全な避難経路や避難場所の確保とともに、避難所や車中避難、自宅避難者など多様な避難者に寄り添った万全な対策をとること。

(回答)

県では、南海トラフ地震に伴う被害を可能な限り抑制するため、「大分県地震・津波対策アクションプラン」を策定し、津波からの早期避難を図るため、市町村による避難路や避難場所の整備を促進してきたところである。

また、昨年12月に公表した熊本地震の対応に係る検証結果や内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」も踏まえて、県の「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」に、避難所運営や車中泊避難者等の避難所外避難者への対策のほか、ペット同伴者への対応などを新たに盛り込み、本年2月に改訂版を作成した上で、市町村担当職員を対象とした説明会を開催した。

さらに、避難所の円滑な運営が行えるよう、市町村の避難所運営マニュアル策定等に対して支援を行っている。

- 6 台風18号の浸水被害について調査を行ない、被災者に対し生活再建、保障の手立てを検討すること。

(回答)

各市で行っている家屋被害認定調査に基づき、県災害被災者住宅再建支援制度にて、国の制度の対象とならない半壊や床上浸水も適用の対象とし、被災者の生活再建を支援している。

(原発問題)

- 1 県として、今後予想される南海トラフ巨大地震と伊方原発など、原発事故の複合大災害における避難誘導など、細かな対策を講ずること。

(回答)

平成28年3月に改訂した「大分県原子力災害対策実施要領」において、南海トラフ地震と原発事故が重複して発生する複合災害に備え、住民自らが適切な避難行動を取れるための手順等について定めている。

まず地震による津波が想定される場合、住民は、地震の揺れが収まったことを確認後、津波避難行動計画に基づいて高台などの緊急避難場所に避難する。次に身の安全を確保した後は、防災行政無線等により情報収集に努め、万が一、本県にも放射性物質の影響が及ぶ可能性のある場合は、屋内退避の可能な指定避難所等の建物へ移動する。

この様に、複合災害においては、それぞれの災害の特色や状況に応じ、適切な対応が必要であることから、平時から住民に丁寧に説明し、訓練を繰り返すことで実効性を高めていく。

- 2 愛媛県との間での文書確認のみでなく、九州電力及び伊方原発のある四国電力と原子力安全協定を締結すること。

(回答)

万一の事故の際に最も大切なことは、県民の安全安心を守ることであり、そのためには、いかに正確で有用な情報を速やかに得るかが重要である。伊方発電所に関しては、愛媛県と確認書を取り交わし、発電所での事故情報と併せて、モニタリング結果や愛媛県が実施する防護対策など、防災上極めて有用な情報を速やかに大分県へ通報する連絡体制を構築している。

一方、事故後の錯綜している中で、本県が応急対策を講じる上で有益な情報を四国電力から直接得ることができないかは不透明であることから、愛媛県を窓口として対応することが、本県にとって最善の方法と考えている。

また、九州電力については、最も近い玄海原子力発電所から100km程度離れている。万が一、放射性物質の放出を伴う事故が発生した場合は、立地県等と連携し、必要な対策を講じていく。

(環境問題)

- 1 新日鉄住金の粉塵・ばいじん及び悪臭を厳しく規制し、発生防止の対策を講じるとともに、背後地住民の実態調査を大分市とともに行うこと。また、降下ばいじんの規制法の制定や、環境省にも来県してもらい、背後地住民との意見交換会を開催すること。

(回答)

新日鉄住金の粉じん・ばいじん及び悪臭の発生防止対策については、「公害防止に関する細目協定」に基づき、大分市と連携して、防じんネットの設置、集塵機の新設、更新や散水施設の設置など対策の強化を指導してきた。引き続き、細目協定に基づく環境保全計画に沿って対策が着実に行われるよう、大分市とともに強く指導していく。

また、背後地住民の実態調査については、平成16年度から大分市が環境保健サーベイランス調査を継続的に実施しており、その調査結果を注視していく。意見交換会については、大気汚染防止法をはじめ環境法令を所管する大分市において、判断されるべきと考えている。

なお、環境省は、「大気汚染防止法において、ばいじんの排出規制及びばいじんに関する管理基準を定めることにより、工場・事業場からのばいじんの排出を規制している。現時点では、降下ばいじんについて国としての規制基準が必要とは考えていない。」との見解である。

- 2 公害細目協定のばいじん等の管理目標値を月6.0トン/K²m²の基準値をさらに引き下げること。

(回答)

細目協定の管理目標値は、平成24年5月から「不溶解性成分量として月1K²m²あたり6.0トン以下とする。」に改定したところである。

事業者は、この管理目標値を達成できるよう、環境保全計画書に基づき、各種対策を講じている。

今後も、この対策が着実に行われるよう、大分市と連携し監視していくとともに、これまでの対策及びその検証結果を踏まえて、効果的な対策を講じるよう協議していく。

(廃棄物対策)

- 1 大分川・大野川の上流域には、産業廃棄物処分場の建設許可をしないこと。

(回答)

産業廃棄物最終処分場の設置許可に当たっては、廃棄物処理法及び大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例、第4次大分県廃棄物処理計画に基づき、「構造が技術上の基準に適合しているか」、「申請者は十分な知識、技能及び経理的基礎を有しているか」、「大気環境及び水環境への影響は支障ないか」

などの基準に照らして審査を行っている。

とりわけ周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされているかが重要であり、関係市町村や地域住民の意見をはじめ、生活環境の保全に関する専門家の意見も踏まえて審査し、その適否を判断することとしている。

- 2 宇佐・高田・国東広域事務組合が計画している一般廃棄物処理施設の建設を巡って、暴力団の介在や官製談合疑惑の情報が寄せられ、不透明で不公正という批判の声とともに、大型化、広域化による267億4100万円という巨額な事業費などに対しても反対や異論が噴出しており、正副管理者で合意がなされておらず、暗礁に乗り上げた形となっており、県として、大型化、広域化を是正するよう指導すること。

(回答)

一般廃棄物処理施設の広域化については、公共事業費のコスト縮減が求められる環境の中で、マテリアルリサイクルやごみ発電など余熱利用を効率的に実施するサーマルリサイクルを推進する観点から、施設の広域化や機能強化を進めることとしている。

(私立学校関係)

- 1 私立高校への助成を増やし、授業料の無償化を実現すること。

(回答)

私立高等学校への助成の充実については、県から文部科学省に対して毎年強く要望している。

県においては、私立高等学校が公教育の一翼を担うという重要性に鑑み、教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、学校経営基盤の健全性の確保を図るため、最大限の予算措置に努めている。

とりわけ、保護者負担の軽減については、公私格差の解消や生徒の教育機会確保のため、低所得世帯に対する授業料減免補助事業を県独自で実施している。

(人権・同和関係)

- 1 「部落差別解消推進法」が強行されたが、附帯決議をどう周知徹底するのか。

(回答)

本附帯決議は、国及び地方公共団体に対しての、施策を行うにあたっての留意事項であるため、市町村担当課長会議等の行政機関の情報交換・意見交換の場では、留意事項として、その内容を確認している。なお、県ホームページで同法の施行をお知らせしたが、法の条文とともに附帯決議も掲載したところである。

- 2 「新たな差別を生むことのないよう留意する」という附帯決議の精神から実態調査は行わないこと。特に宇佐市では国の調査とは別に独自の調査を行うことを表明しており、是正の指導を行うこと。

(回答)

法に定められた実態調査については、どのような内容、方法で実施するのか、現在、法務省が、地方でのこれまでの調査の実施状況等を情報収集し検討している状況と聞いている。国が実施する実態調査では、附帯決議の趣旨は十分配慮されるものと考えており、国の調査への協力にあたっては、県としても十分配慮していく。

なお、宇佐市が独自に実態調査を行う場合も、附帯決議の趣旨に十分配慮されるものと思われる。

- 3 宇佐市役所前の道路には「あなたの意識する目がもう差別」という標語の大型看板が建てられているが、「部落差別解消推進法」の精神に反するのではないか、是正の指導を行うこと。

(回答)

県教育委員会、市町村教育委員会が連携して実施している「標語募集事業」は長きにわたって実績のある取組である。県や市町村では、この事業で選考された優秀な標語を中心に、ポスターや広報誌等様々な媒体に使用するなど、人権啓発に活用している。

「意識する あなたのその目がもう差別」の標語についても、そういった取組のなかで看板掲載に採用されたものと推察している。今後とも、児童・生徒をはじめ県民の皆さんが熱心に考えた標語について、啓発事業に積極的に活用していきたい。

- 4 附帯決議に「過去の民間運動団体の言動に対策を講じる」とあるが、市民や市職員・教職員などを対象にした講演会や研修会で特定に運動団体の幹部を講師にしないよう指導・助言を徹底すること。

(回答)

行政職員等の研修にあたっては、地域の実情に合った政策を主体的に立案・実施できる、高い専門性と幅広い知識とネットワークを有した職員の育成が必要と考えており、そのため、研修のテーマや課題に応じ、必要な知識や考え方を習得できる適切な講師を選定しており、市町村においても同様と考えている。

今後とも、県の政策課題・方針に沿った効果的な職員研修の実施に努めていく。

5 県は8月29日、解放同盟の理論的指導者で部落解放研究所代表理事の奥田均氏を講師に講演会を開催したが過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講じる」という、附帯決議に基づき、県はもとより市町村に対しても是正の指導を行うこと。

(回答)

本県において、過去の経過を踏まえて現在必要な対策としては、えせ同和行為の排除と考えている。「同和問題はこわい問題である」という、人々の誤った意識を利用して物品の購入や寄付を強要するなど、今でも発生しているえせ同和行為は、これまでの同和問題解決に向けた努力を台無しにし、同和問題への誤解を招く要因となっている。

県では、同和問題に関する正しい知識の普及に取り組むとともに、「大分県えせ同和行為対策関係機関連絡会」での情報交換、市町村等と連携した県民への注意喚起などに引き続き取り組んでいきたい。

6 隣保館の指導員や人権担当社会教育指導員について特定の運動団体の役員は除外するよう指導・助言を行うこと。(傍線部は教育委員会で回答)

(回答)

隣保館は、福祉の向上や人権啓発の交流拠点となるコミュニティーセンターとして、各種の相談対応や福祉関係事業との連携、人権啓発など種々の事業に取り組んでいる。隣保館職員の人員配置については、設置市町村の主体的判断によるところであるが、職員に求められる知識等を勘案し、適切に行われていると考えている。

7 県は県民や子どもたちから「被差別地区はどこですか」と質問されたらどう答えるのか。

(回答)

過去に特別対策としての同和対策事業が行われた地区という意味であれば、「その所在地をお知らせすることは、差別を助長する恐れがあるので、有無も含めて答えることはできない」と回答することとしている。

8 宇佐市では8月18日、解放同盟県連と市長以下全部課長の出席のもと団体交渉が行われ以下のような回答を解同に表明している。「部落差別解消推進法」(以下 法と略)及び附帯決議を逸脱しており是正を行うこと。

①法第6条に基づく実態調査の主体は国と定められているにも関わらず、宇佐市独自でも行うと回答しており、即刻是正をはかること。

(回答)

宇佐市が独自に実態調査を行う場合も、附帯決議の趣旨に十分配慮されるものと思われる。

(平和関係)

- 1 国連において核兵器禁止条約が採択された。日本政府に対し、署名と批准を行うよう求めること。

(回答)

核兵器禁止条約に関する議論は、国の外交・防衛政策に関わるものであり、国の専管事項であると考えている。

このため、県としては、この問題について具体的に言及する立場にはない。

- 2 日出生台演習場での在沖縄米海兵隊の訓練及び日米共同訓練に反対すること。また、欠陥機であるオスプレイは演習に参加はさせないよう国に求めること。また国との協定書にもオスプレイの訓練参加についてはさせないよう明記すること。

(回答)

日米共同訓練は、日米安全保障条約及び日米防衛協力のための指針の枠組みの中で、陸上自衛隊の訓練の一環として、国の責任において実施されるものである。従前より、その恒常化は受け入れられない立場で国に要請している。

米海兵隊の訓練についても、機会あるごとに縮小・廃止を求めてきている。

また、米軍実弾射撃訓練においては、S A C O合意上、オスプレイの訓練参加はない。

一方、昨年9月の日米合同委員会の合意により、沖縄の負担軽減として、沖縄以外の日本国内にオスプレイの訓練を移転する方針が出されたが、現時点で日出生台での訓練実施という話は承知していない。

- 3 米海兵隊の垂直離着陸機 MV22 オスプレイについて、大分空港へ緊急着陸した事故では、情報が全く県民に開示されていない。事故原因やなぜ大分空港に緊急着陸したかなど情報を開示するよう政府と米軍に求めること。

(回答)

オスプレイが着陸した当日、九州防衛局から、コックピットの警告に従い、パイロットは通常の運用手順に従い、飛行中、近くの大分空港に着陸したと連絡を受けた。

今回の事態に対し、県では、米軍に対し、今回の原因究明と安全飛行に万全の措置を講じるよう要請すること、及び、正確に情報の収集と速やかな提供について、九州防衛局に申し入れた。

4 大分県常備消防応援体制に基づき、大分市との連携を図るべく、特殊災害消防隊の備品として、NBC（核・生物・化学）対応の特殊救助資機材を整備し、体制を作りつつあります。しかし、現場の隊員の活動は多様となり、負担が増していると考えます。現場隊員のメンタルケア、労働環境の改善に関して、大分県はどのように考えていますか。

（回答）

消防職団員は、災害への対応等により精神的ショックやストレスを受けることがあり、メンタルケアや労働環境は重要と考えている。

県としては、消防学校の初任教育、専科教育、幹部教育において、惨事ストレス対策やストレス・マネジメントの教育を行っている。

特殊災害等が発生し、惨事ストレスの発症が疑われる場合は、市町村は、消防庁が運用している精神科医や臨床心理士などの専門家から構成される緊急時メンタルサポートチームを活用して、必要な助言、指導をいただくこととしている。

また県の実動部隊である防災航空隊では、毎日、防災航空管理監の管理の下に、安全運航に必要な搭乗者の体調チェック、訓練手順の周知徹底、反省会などを行い、ストレスの緩和に努めている。

（LGBTsについて）

1 多様なライフスタイルの現代、障害者や難病者、LGBTsなどの方たちの事実婚が、最近取り上げられています。一緒に住んでいるが、病室に入ってもらえない、財産分与ができない、扶養手当の対象とならないなどの切実な問題が明確になってきています。パートナーズ婚について、どのように考えていますか。

（回答）

東京都の渋谷区や世田谷区では、証明書等の発行による対応を行っている。また、生命保険会社や携帯電話事業者が、提供するサービスの中で、家族と同様の取扱いをしている例などがある。性的少数者を取り巻く状況については、県としても重要な人権課題と捉えており、理解の普及に向けた講演会の開催等に取り組んでいる。引き続き、研修・講演会や啓発資料の作成・活用等の県民啓発を進め、同性のパートナーに関する制度の普及に向けた社会的機運の醸成に取り組んでいく。

2 グローバルな大分県として、どのような考えをお持ちでしょうか。

（回答）

性的少数者を取り巻く状況については、県としても重要な人権課題と捉えている。平成27年度に改定した「大分県人権尊重施策基本方針」においては、

性的少数者の人権について、「偏見、差別意識の解消に向けて啓発に取り組むこと」、「学校で多様な性について理解を深める教育を進めること」、「相談支援体制を整備すること」などを掲げて施策を進めている。

- 3 都市ユニバーサルデザインや障がい者や人権での差別解消法を考える時、LGB・T sの当事者からは、公文書の性別記入や表示、トイレや共同浴場の性別標記など、自認証を意識させられる場面が多々あるとの声を聞きます。大分県としては、人権の立場から、どのような考えをお持ちでしょうか。

(回答)

県や市町村への提出書類に性別の記載が必要かどうかについては、これまでも見直しに取り組んでおり、引き続き、性別を含めた個々の情報がその様式に必要なかどうかは、確認、見直しをしていきたい。トイレや共同浴場など、これまで性別の表示が必要とされてきている施設については、今後さらなるユニバーサルデザインの普及を待つ必要がある。

性的少数者の人権問題は、ようやく認識されてきたところであり、より理解が深まるよう県民啓発をさらに進めることにより、よりよい施設整備・普及が進むよう社会的機運の醸成に努めたい。

- 4 LGB T sの当事者の方から、子どもを里親として育てたいとか、2親等内の精子の提供を受け、子どもを授かりたいなど、切実な声を聞いています。大分県としては、現状をどの程度、把握されていますか。また、どのように考えているのでしょうか。(傍線部は福祉保健部で回答)

(回答)

子どもを授かりたい等の気持ちを持たれている性的少数者の方々の状況は把握していない。

当事者は、誰にも相談できなかつたり、周りになじめないことで傷つくなど、孤立を深めていることがまず心配される。「自分が性的少数者であるとの声を上げにくい」という現状に対して、県内では、その声を聞くことができる当事者や団体が活動を始めていることから、そういった活動を支援していきたい。また、性的少数者にとって必要とされる様々な制度の整備には、社会全体に理解が進むことが必要と考えており、引き続き県民啓発に努めていきたい。